

多摩市告示第 二〇二 号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次の市道路線の区域を変更する。その関係図面は令和七年五月二十二日から二週間、多摩市役所都市整備部道路交通課において一般の縦覧に供する。

令和 七 年 五 月 二 十 二 日

多摩市長 阿部 裕行

一 区域変更路線

整理番号	路線名	区域変更区間		区域変更区間に関する		備考
一	一―二九〇号線	東寺方五七九―一地先 東寺方五七九―一地先		旧	新	一部の区域変更
				幅員（m）	延長（m）	
				三・九五〇四・六六	三・九五〇四・六九	
				三・〇五		

二 区域変更期日 令和 七 年 五 月 二 十 二 日